

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について

1 利用定員とは

教育・保育所施設等が、子ども・子育て支援新制度における給付を受けるための基準となる定員で、認可定員とは別に、実際の利用状況等を踏まえて、認可定員と一致させることを基本としつつ、認可定員の範囲内で設定する必要があります。

2 利用定員設定の手続き

利用定員の設定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、その施設区分及び事由により、子ども・子育て会議への意見聴取や県知事への協議が必要となります。

施設区分	事由	子ども・子育て会議への意見聴取	県知事への協議
特定教育・保育施設	新設	○	○
	変更(増員)	○	○
	変更(減員)	×	○
	既設	×	○
特定地域型保育事業	新設	○	×
	変更(増員)	○	×
	変更(減員)	×	×

3 平成27年度 新設施設に係る利用定員

(単位:人)

施設名	施設の種類の	認可定員	利用定員					
			1号認定	2号認定	3号認定			計
					0歳児	1・2歳児	計	
多賀城市桜木保育所	保育所	60	0	30	9	21	30	60
東幼稚園・あずま保育園	幼稚園型認定こども園	90	70	14	0	6	6	90
おおぞら保育園	小規模保育事業	15	0	0	3	12	15	15
メーデルキッズ保育園	小規模保育事業	15	0	0	3	12	15	15
明月託児所	小規模保育事業	14	0	0	3	11	14	14
合計		194	70	44	18	62	80	194

4 既存施設に係る利用定員(参考)

(単位:人)

施設名	施設の種類の	認可定員	利用定員					
			1号認定	2号認定	3号認定			計
					0歳児	1・2歳児	計	
あかね保育所	保育所	90	0	50	10	30	40	90
浮島保育所	保育所	100	0	55	12	33	45	100
多賀城泉保育園	保育所	90	0	51	9	30	39	90
大代保育園	保育所	80	0	47	9	24	33	80
下馬みどり保育園	保育所	60	0	30	6	24	30	60
多賀城はるかぜ保育園	保育所	90	0	48	12	30	42	90
多賀城すみれ保育園	保育所	60	0	33	9	18	27	60
つめ草保育園	保育所	60	0	30	9	21	30	60
多賀城市鶴ヶ谷保育所	保育所	90	0	48	9	33	42	90
多賀城市笠神保育所	保育所	60	0	36	6	18	24	60
多賀城市志引保育所	保育所	90	0	60	6	24	30	90
多賀城市八幡保育所	保育所	90	0	57	9	24	33	90
特定教育・保育施設合計		960	0	545	106	309	415	960